

別紙

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙1「米代東部森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 契約相手方は、米代東部森林管理署庁舎より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第48条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、API規格（ガソリン車についてはSG品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は1台当たり5リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に1リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

(1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である米代東部森林管理署長あて提出するものとする。

(2) 当該車両の使用者である米代東部森林管理署長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断し

た場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めるときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

「米代東部森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）」

No.	車両受渡 森務所 事務本署	登録番号	車台番号	型式	車名		燃料の種類	自賠責保険期間		自動車重量税 (該当車両重量)	自賠責保険料	自動車重量税	自賠責保険料	取得年度	登録・交付年月日	車検満了日	車検実施予定月 定期点検又は		継続点検 (車検)			定期点検	車内及び外回り清掃	エンジンオイル交換	備考	
					メーカー	車種		自	至								基本点検技術料	継続検査代行	保安防錆洗浄	エンジン下廻り	基本点検技術料					
1	扇田東	秋田 41け2675	DG63T-104350	LE-DG63T	マツダ	スクラムトラック	ガソリン	R5. 8. 4	R7. 8. 4	自家用軽自動車 検査対象車 24ヶ月※18年	自家用軽自動車 本土 24ヶ月	8, 800	17, 540	H15	H15. 5. 26	R7. 7. 13	R7	6	○	○	○	○	○	○		
2	岩野目	秋田400た1055	SKP2MN-200640	ABF-SKP2MN	ニッサン	パネットバン	ガソリン	R6. 10. 20	R7. 10. 20	自家用小型貨物(～3t) 検査対象車 12ヶ月※13年	自家用小型貨物 本土 12ヶ月	17, 100	12, 850	H24	H24. 9. 27	R7. 9. 28	R7	9	○	○	○	○	○	○		
3	花輪	秋田300ゆ8176	RU2-1302211	DBA-RU2	ホンダ	VEZEL	ガソリン	R5. 11. 22	R7. 11. 22	自家用乗用車(～1.5t) 検査対象車 24ヶ月	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	24, 600	17, 650	H30	H30. 10. 22	R7. 10. 21	R7	10	○	○	○	○	○	○		
4	本署	秋田501め8285	A210S-0010595	5BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5. 12. 7	R7. 12. 7	自家用乗用車(～1.5t) 検査対象車 24ヶ月	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	24, 600	17, 650	R2	R2. 11. 11	R7. 11. 10	R7	10	○	○	○	○	○	○		
5	本署	秋田300ゆ9148	NT32-586307	DBA-NT32	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R5. 12. 19	R7. 12. 19	自家用乗用車(～2t) 検査対象車 24ヶ月	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	32, 800	17, 650	H30	H30. 11. 19	R7. 11. 18	R7	11	○	○	○	○	○	○		
6	本署	秋田300ね7529	SH5-024005	DBA-SH5	スバル	フォレスター	ガソリン	R5. 12. 24	R7. 12. 24	自家用乗用車(～1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H20	H20. 11. 7	R7. 12. 5	R7	11	○	○	○	○	○	○		
7	本署	秋田501と9484	J210G-2000269	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R6. 1. 5	R8. 1. 5	自家用乗用車(～1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H24	H24. 12. 5	R7. 12. 9	R7	11	○	○	○	○	○	○		
8	八幡平	秋田300ひ3021	SHJ-003376	DBA-SHJ	スバル	フォレスター	ガソリン	R6. 1. 27	R8. 1. 27	自家用乗用車(～1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H22	H23. 1. 7	R8. 1. 6	R7	12	○	○	○	○	○	○		
9	本署	秋田300ほ6400	NT31-308166	DBA-NT31	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R6. 1. 17	R8. 1. 17	自家用乗用車(～1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H24	H25. 1. 17	R8. 1. 16	R7	12	○	○	○	○	○	○		
10	鷹巣	秋田400そ6913	SKP2MN-100406	ABF-SKP2MN	ニッサン	パネットバン	ガソリン	R7. 2. 18	R8. 2. 18	自家用小型貨物(～3t) 検査対象車 12ヶ月※13年	自家用小型貨物 本土 12ヶ月	17, 100	12, 850	H22	H23. 1. 25	R8. 1. 25	R8	1	○	○	○	○	○	○		
11	岩野目	秋田502さ4671	A210S-0018216	3BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5. 3. 3	R8. 4. 3	自家用乗用車(～1.5t) 検査対象車 24ヶ月	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月	24, 600	17, 650	R4	R5. 3. 6	R8. 3. 5	R8	2	○	○	○	○	○	○		
12	花輪	秋田580ふ9731	S331N-0002723	ABA-S331N	スバル	ディアスワゴン	ガソリン	R6. 4. 24	R8. 4. 24	自家用軽自動車 検査対象車 24ヶ月	自家用軽自動車 本土 24ヶ月	6, 600	17, 540	H26	H27. 3. 24	R8. 3. 23	R8	3	○	○	○	○	○	○		
継続点検（車検） 1 2 台										※13年：13年経過、18年：18年経過																
13	羽立	秋田300ぬ5386	TD54W-207729	CBA-TD54W	スズキ	エスクード	ガソリン	R6. 11. 22	R8. 11. 22	自家用乗用車(～2t)	自家用乗用自動車			H19	H19. 10. 26	R8. 11. 17	R7	10				○	○	○		
14	鷹巣	秋田300や6295	GA4W-0700283	DBA-GA4W	三菱	RVR	ガソリン	R4. 12. 24	R8. 12. 24	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H29	H29. 11. 24	R8. 12. 1	R7	11				○	○	○		
15	大湯	秋田300や6294	GA4W-0700282	DBA-GA4W	三菱	RVR	ガソリン	R6. 12. 24	R8. 12. 24	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H29	H29. 11. 24	R8. 12. 5	R7	11				○	○	○		
16	小坂	秋田480て7305	DA17V-503171	HBD-DA17V	スズキ	エブリィ	ガソリン	R7. 2. 18	R9. 2. 18	自家用軽自動車	自家用軽自動車			R2	R3. 1. 18	R9. 1. 17	R8	1				○	○	○		
17	長木	秋田501に9962	J210G-2000754	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R7. 2. 27	R9. 2. 27	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H25	H26. 1. 27	R9. 1. 26	R8	1				○	○	○		
18	止滝	秋田501て1972	J210G-0009082	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R7. 2. 28	R9. 2. 28	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H23	H24. 1. 31	R9. 1. 31	R8	1				○	○	○		
19	扇田東	秋田501て1971	J210G-0009086	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R7. 2. 28	R9. 2. 28	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H23	H24. 1. 31	R9. 1. 31	R8	1				○	○	○		
20	七日市	秋田580け3934	TW2-028847	ABA-TW2	スバル	ディアスワゴン	ガソリン	R7. 2. 28	R9. 2. 28	自家用軽自動車	自家用軽自動車			H19	H20. 1. 31	R9. 2. 4	R8	1				○	○	○		
21	本署	秋田301せ8989	GTE-053083	5AA-GTE	スバル	XV	ガソリン	R7. 3. 24	R9. 3. 24	自家用乗用車(～2t)	自家用乗用自動車			R3	R4. 2. 24	R9. 2. 23	R8	2				○	○	○		
22	本署	秋田300ふ5443	SHJ-021864	DBA-SHJ	スバル	フォレスター	ガソリン	R7. 3. 23	R9. 3. 23	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H23	H24. 3. 6	R9. 3. 5	R8	2				○	○	○		
23	岩野目	秋田580け6621	H58A-0719615	ABA-H58A	三菱	パジェロミニ	ガソリン	R7. 4. 7	R9. 4. 7	自家用軽自動車	自家用軽自動車			H19	H20. 3. 12	R9. 3. 11	R8	2				○	○	○		
24	七日市	秋田300は3162	SH5-047136	DBA-SH5	スバル	フォレスター	ガソリン	R7. 4. 15	R9. 4. 15	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H21	H22. 3. 24	R9. 3. 23	R8	3				○	○	○		
25	小坂	秋田300は3163	SH5-047770	DBA-SH5	スバル	フォレスター	ガソリン	R7. 4. 15	R9. 4. 15	自家用乗用車(～1.5t)	自家用乗用自動車			H21	H22. 3. 24	R9. 3. 23	R8	3				○	○	○		
定期点検（12ヶ月） 1 3 台																										
計 2 5 台										293, 000 201, 980																